

刈谷市民間住宅瓦屋根耐風改修等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、強風時における瓦屋根の住宅からの屋根ふき材の脱落を防止するため、耐風診断又は耐風改修（以下「耐風改修等」という。）を実施するものに対し交付する刈谷市民間住宅瓦屋根耐風改修等補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年刈谷市規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に所在する戸建て、長屋又は共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (2) 瓦屋根 粘土瓦ぶき又はプレスセメント瓦ぶきの屋根をいう。
- (3) 耐風診断 住宅の瓦屋根について、かわらぶき技能士（1級かわらぶき技能検定試験又は2級かわらぶき技能検定試験に合格した者に限る。）、瓦屋根工事技士又は瓦屋根診断技士（以下「診断士」という。）が建築基準法施行令の規定に基づく屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法（昭和46年建設省告示第109号。以下「告示基準」という。）に適合するかどうかを確認するために行う診断をいう。
- (4) 耐風改修 耐風診断により告示基準に適合していないとされた住宅の瓦屋根（強風等による屋根ふき材の脱落により明らかに告示基準に適合していないと市長が認めたものを含む。）の全面について、告示基準に適合するよう行う工事又はスレート、金属等不燃材料の屋根ふき材へ改修を行う工事をいう。
- (5) 施行者 瓦屋根の住宅の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人（以下「管理組合」という。）を含む。）その他市長が認めるものをいう。

(6) 代理受領 耐風改修等を行う業者（以下「実施業者」という。）が、第7条の規定により決定を受けたもの（以下「補助決定者」という。）の同意に基づき、当該耐風改修等に要した経費の額から当該決定を受けた補助金の額（第9条の規定による承認を受けた場合は、当該承認を受けた額）を控除した額を請求し、当該補助決定者に代わり補助金を受領することをいう。

（補助の対象）

第3条 施行者が実施する耐風改修等で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものを補助の対象とする。

(1) 耐風診断 次のいずれにも該当するもの

ア 令和3年12月31日以前に着工された瓦屋根の住宅のうち、同日後に瓦屋根の改修が行われていないものに係るもの

イ 区分所有された住宅の場合は、管理組合で合意形成が図られたもの

ウ 住宅の所有者と使用者等が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たもの

エ 同一の利用に供されている一団の土地に所在する住宅について、この要綱に基づく耐風診断に係る補助金の交付を受けていない住宅に係るもの

(2) 耐風改修 次のいずれにも該当するもの

ア 前号アからウまでに掲げるもの

イ 次のいずれかに該当するもの

(ア) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅以外の住宅に係るもの

(イ) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で耐震性を有するものに係るもの（同日以前に着工された住宅で耐震性を有しないものについて耐震性を確保するよう行う工事と同時に行うものを含む。）

ウ 同一の利用に供されている一団の土地に所在する住宅について、この要綱に基づく耐風改修に係る補助金の交付を受けていない住宅に係るもの

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となるものは、耐風改修等を実施する施行者であつて、市が賦課徴収を行う税金を滞納していないものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	補助対象経費	補助金の額
耐風診断	耐風診断に要する経費	補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、21,000円を限度とする。
耐風改修	耐風改修に要する経費	補助対象経費の額に100分の23を乗じて得た額又は当該耐風改修に係る瓦屋根の面積1平方メートル当たり5,520円を乗じて得た額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、552,000円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 耐風診断に係る補助金の交付を受けようとするものは、耐風診断に係る契約の締結前に、刈谷市民間住宅瓦屋根耐風改修等補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐風診断に要する経費の見積書(補助対象経費以外の経費を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。)

(2) 案内図

(3) 耐風診断を行う診断士の資格が確認できる書類

(4) 建築年次を確認することができる家屋の物件証明書又はこれに類するもの

(5) 施行者が管理組合である場合は、組合規約及び耐風診断の実施に係る議決書

(6) 住宅の所有者と使用者等が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たことを証する書面

(7) 現況写真

2 耐風改修に係る補助金の交付を受けようとするものは、耐風改修に係る契約の締結前に、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、耐風診断に係る補助金の交付を受けたものが当該補助金に係る住宅について耐風改修に係る補助金の交付を受けようとする場合は第4号及び第7号に掲げる書類の添付を、強風等による屋根ふき材の脱落により明らかに告示基準に適合していないと市長が認めた瓦屋根に係る住宅について耐風改修に係る補助金の交付を受けようとする場合は第4号に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 耐風改修に要する経費の見積書(補助対象経費以外の経費を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。)

(2) 瓦屋根の面積が確認できる図面及び面積表

(3) 耐風改修計画図その他耐風改修の方法を示す図書

(4) 耐風診断の結果が分かる書類(当該耐風診断を行った診断士の氏名及び資格が確認できるものに限る。)

(5) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅に係る耐風改修(耐震性を確保するよう行う工事と同時に行うものを除く。)の場合は、耐震性を有することが確認できる書類

(6) 施行者が管理組合である場合は、組合規約及び耐風改修の実施に係る議決書

(7) 前項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる書類

(交付の決定)

第7条 市長は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、刈谷市民間住宅瓦屋根耐風改修等補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該交付申請書を提出したものに通知するものとする。

(計画の変更)

第8条 補助決定者は、前条の規定による決定に係る内容を変更しようとする場合は、刈谷市民間住宅瓦屋根耐風改修等補助金変更承認申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領方法のみを変更する場合は、当該書類の添付を要しない。

（1）変更後の耐風改修等に要する経費の見積書（補助対象経費以外の経費を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。）

（2）耐風改修の方法を変更した場合は、変更後の耐風改修計画図その他耐風改修の方法を示す図書

（変更の承認）

第9条 市長は、変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、刈谷市民間住宅瓦屋根耐風改修等補助金変更承認通知書（様式第4号）により当該変更申請書を提出したものに通知するものとする。

（耐風改修等の中止）

第10条 補助決定者は、耐風改修等を中止するときは、刈谷市民間住宅瓦屋根耐風改修等中止届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 耐風診断に係る補助決定者は、当該耐風診断の完了の日後30日を経過する日又は当該完了の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに刈谷市民間住宅瓦屋根耐風改修等実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）契約書の写し又はこれに類するもの

（2）耐風診断に要した経費の領収書の写し又はこれに類するもの

（3）耐風診断の結果が分かる書類（当該耐風診断を行った診断士の氏名及び資格が確認できるものに限る。）

2 耐風改修に係る補助決定者は、当該耐風改修の完了の日後30日を経過する日又は当該完了の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）契約書の写し又はこれに類するもの

（2）耐風改修に要した経費の領収書の写し又はこれに類するもの

(3) 工事写真(工事の着手前、施工中(緊結状況が確認できるもの)及び完了後のもの)

(4) 耐震性を確保するよう行う工事と同時に行う耐風改修の場合は、耐震性を有することが確認できる書類

(5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定により交付された検査済証の写し(同法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない耐風改修計画の場合に限る。)

3 補助決定者は、代理受領を選択する場合は、第1項第2号又は第2項第2号に掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 刈谷市民間住宅瓦屋根耐風改修等補助金代理請求及び代理受領同意書(様式第7号)

(2) 耐風改修等に要した経費の額から第7条の規定による決定(第9条の規定による承認を受けた場合は、当該承認)を受けた補助金の額(以下「補助決定額」という。)を控除した額の領収書の写し又はこれに類するもの(補助対象経費以外の経費を含む場合は、その区別ができるようにしたものに限る。)

(請求及び補助)

第12条 市長は、実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助決定者からの請求により補助決定額を支払うものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、代理受領を認めた場合は、実施業者からの請求により補助決定額を支払うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。